

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

4 措置・機能・能力についての詳細

4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細

(1) 端末に備わる機能

No.	ガイドライン事項	対応状況	
1	サーバーとの接続障害の検知	端末とサーバーは常に接続されていないと緊急地震速報(業)を利用することができないので、接続の異常があった場合に、端末で検知する手段と、それをどのように知らせるかについての公開・説明である。なお、異常の検知手段としては、端末から定期的にサーバーとの接続を確認するもの、サーバーから一定の間隔で送られてくる予定になっている信号が送られてこないことで検知するもの等がある。	端末からサーバに対して、定期的に行っている通信で接続障害を検知する。 弊社ではお客様とのご契約内容によって、サーバで検知した接続障害に対し、弊社コールセンターより端末利用者へご連絡するサービスを提供できる。
2	サーバから緊急地震速報(予報/業)を受信してから最初の報知を開始または制御信号を送出するのに要する時間	端末が、緊急地震速報(予報/業)を受信してから最初の報知または制御を開始するのに要する平均的な時間の公開・説明である。 緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。この項目は、その内訳の値である。 なお、気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間が短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。	端末が、緊急地震速報(業)を受信してから制御を開始するのに要する時間は1.0秒以内。
3	不正な緊急地震速報(予報/業)の端末での破棄条件	どのような緊急地震速報(予報/業)を受信したときに、端末が、不正とみなして破棄する(動作させない)のかについての公開・説明である。 気象庁が正しい緊急地震速報(予報)を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、端末が不正な緊急地震速報(予報/業)が送られる可能性がある。その際、誤った動作を起こさないよう、端末で破棄する機能があるとよい。 なお、条件としては、過去の緊急地震速報(予報/業)を受信したり、動作の判断に必要な重要な要素が欠損したような緊急地震速報(予報/業)を受信した場合等が考えられる。	過去の緊急地震速報(業)を端末が受信した場合、現在時刻よりも地震の到達予測時刻が一定時間以上過去のものについて報知を行わない。 緊急地震速報(業)に欠損があった場合は破棄し、端末が動作することはない。
4	同一の緊急地震速報(予報/業)を複数受信した場合の動作	サーバーから同一内容の緊急地震速報(予報/業)が複数回受信した場合に端末がどのような動作をするのかについての公開・説明である。 気象庁から緊急地震速報(予報)を発表するシステムや気象業務支援センターのサーバーは、故障時等に備えて冗長化されているため、配信・許可事業者は、通常、同一内容の緊急地震速報(予報)を複数回受信する。配信・許可事業者においても、配信を確実にするため、同一内容の緊急地震速報(予報/業)を複数回配信する可能性がある。 なお、同一内容のものを受信するたびに複数回動作することは意味がなく、かえって混乱を生じる可能性もあることから、後から受信したものについては、破棄することが適切な動作である。それぞれの緊急地震速報(予報)にはどの地震についてのものかを示す識別記号[地震ID]及びそれが何番目のものであるかを示す識別記号を付けてあるので、後から送られてきたものが同一内容かどうかの判別は可能である。	端末は一定期間内に重複する緊急地震速報(業)を受信した場合、これを破棄する。
5	動作履歴の保存	障害時の原因究明等に用いるための動作履歴の保存状況[保存数、保存の内容等]やその閲覧方法の公開・説明である。	保存件数1000件。 保存内容は端末のイベントログ。 弊社ではお客様とのご契約内容によって、定期点検時に、端末から点検時より遡って保存件数分の履歴を取得し、報告書として添付する。
6	耐震固定等地震の揺れへの対策	強い地震動を受けても端末が継続して動作するよう、耐震固定等の揺れへの対策の公開・説明である。	端末は取付金具で固定する。
7	自己診断機能	サーバーと接続できない、自動時刻合わせができない等、緊急地震速報(業)を適切に利用できない状況になった場合に、端末利用者にどのように知らせるかについての公開・説明である。	端末では、通信障害時に端末でアラーム表示をする。 また、弊社ではお客様とのご契約内容によって、サーバ側で緊急地震速報(業)を適切に利用できない状況になった場合に、弊社コールセンターより端末利用者へご連絡するサービスを提供できる。

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

No.	ガイドライン事項	対応状況	
8	報知機能や外部出力機能	報知とは、オペレーターが機械等を制御したり、人が危険回避するために、緊急地震速報(業)を音声や画面により知らせることである。外部出力とは機械や放送設備等を自動制御するために必要となる接点等外部出力を動作させることである。この項目はそれら機能の有無等の公開・説明である。詳細は以下のとおりとする。	
		・音声による報知 緊急地震速報(業)を端末利用者に知らせる際、音声で報知することができるかについての公開・説明である。報知する内容や条件設定については、「(3)報知・制御出力条件設定機能」で公開・説明することとなる。	音声で報知する。
		・画面表示やライト等による報知 緊急地震速報(業)を端末利用者に知らせる際、音声のほか画面表示やライト等、音声以外の方法で報知することができるかについての公開・説明である。 なお、地震の強い揺れが迫っていること示すことが基本だが、予想した猶予時間や震度の表示を行う場合もある。後者を利用する場合は予想の誤差等について端末利用者が承知しておくことが前提となる。他に、P波、S波が震央から広がっていくような画面表示で端末利用者に猶予時間等を直感的に知らせる場合もある。また、次で述べる外部出力機能を用いて、耳の不自由な方へ警告灯やフラッシュライト等による提供もある。	白黒液晶表示にて猶予時間、震度を報知する。
		・外部出力機能 機械や放送設備等を自動制御するための接点をはじめとする外部出力の機能として、どのようなものが備わっているかについての公開・説明である。 なお、端末が複数の接点等を持ち、複数の機械や放送設備を制御したり、それぞれ別の条件[例えば、①の接点は震度3以上、②の接点は震度5弱以上、③の接点は訓練報等]で動作させることができると、きめ細かい自動制御が可能となる。	①インター連動 震度4以上 ②放送設備連動 震度4以上 ③エレベータ連動 震度4以上 ④オートドア連動 震度6弱以上 ⑤オートドア2連動 震度4以上 ※各接点の震度は1~7まで設定可能。ここでは初期設定値を表示している。
9	動作試験機能	端末とそれによって制御される機械の動作の試験を行うために備わっている機能の公開・説明である。 本物の緊急地震速報(業)で確実に制御や報知ができることを保証するためには、普段からこの機能を用いて動作の確認をしておく必要がある。 試験の方法としては、気象庁や配信・許可事業者から送られてきたテスト報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。	利用開始時に、サーバから動作確認用の緊急地震速報(業)を配信し、動作確認を行うことができる。 また、端末の機能のうち、「テストモード」により端末単独での動作確認ができる。
10	訓練支援機能	オペレーターや端末利用者が緊急地震速報の訓練を行う際に支援するために備わっている機能の公開・説明である。 緊急地震速報(業)提供時に迅速かつ確実にオペレーターや端末利用者が対応できるように、オペレーターや端末利用者が訓練を行うことが必要となることから、端末が訓練であることを報知したり、訓練報用の外部出力を行うことで訓練が行えることよい。 訓練支援の方式としては、配信・許可事業者から送られてきた訓練報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。訓練報では、本物の緊急地震速報(業)とは明らかに区別して動作しなければならない。	連動する「インターホン」「放送設備」より訓練であることを伝え、その後弊社ではお客様とのご契約内容によって、サーバ側で緊急地震速報(業)を配信する訓練方法がある。 また、端末の機能である「テストモード」によりオペレーターや端末利用者が訓練を行う方法がある。
11	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(予報/業)が発表されている場合、その旨の伝達	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表された際の伝達方法の公開・説明である。 この機能があることで、端末利用者は、気象庁が緊急地震速報(警報)を発表したことを知ることができ、緊急地震速報(警報)の発表と端末の動作が異なる場合に生じる可能性のある混乱の防止に寄与する。 なお、気象業務法第20条で、許可事業者は端末利用者に緊急地震速報(警報)を伝達するように努めなければならないとされている。また、地震動予報業務の許可を受ける際、気象庁の警報事項を受ける方法も申請することとされている。	気象庁の許可する地震動予報の手法を用いて緊急地震速報(業)を利用し、端末は動作する震度設定以上の予想震度を検知した場合に報知する。 また、端末の動作する震度設定を初期値で運用することを推奨している。
12	精度が低い緊急地震速報(予報/業)で自動制御を行った場合、その旨の伝達	精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った際の端末利用者への伝達方法の公開・説明である。 100ガル超え緊急地震速報、1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)及び深発地震についての緊急地震速報(業)は、一般的に精度が低い。これらの緊急地震速報(業)により制御や放送、報知をさせる場合、端末利用者は精度について理解し、利用することによる影響を十分考慮したうえで利用しているものではあるが、精度が低い緊急地震速報(業)により制御や放送、報知されたことを即時に端末利用者には知らせる機能があることで、混乱防止に寄与する。	気象庁の配信する緊急地震速報(予報)について、精度に関する情報を端末から通知しない。 弊社ではお客様とのご契約内容によって、緊急地震速報(業)の精度に関する情報についての問い合わせ対応が可能。

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

(2) 地震動予報機能

No.	ガイドライン事項	対応状況
1	地震動予報の手法 端末利用者に提供する震度や猶予時間の予想がどのような手法で行われているか、また、どの場所のものであるのかについての公開・説明である。 公開・説明する内容の一つとしては、気象庁長官から許可を受けた許可事業者の名称及び許可番号がある。これを公開・説明することで、予報の責任の所在が明確になる。 また、地震動予報の場所としては、緯度・経度を指定してピンポイントの予想を提供するものや市町村等の区域の代表点を予想して提供するもの等がある。	気象庁の許可を受けた地震動予報の手法を用いている。 気象業務許可（許可第116号 アイホン（株））
2	時刻合わせ 正しい猶予時間の予想のために、時刻合わせの方法や頻度等、どのように時刻合わせを行っているのかについての公開・説明である。 緊急地震速報（業）は秒単位での取り扱いが必要なことから、日本標準時に対する誤差を常に±1秒以内に収めることが基本となる。また、サーバーや端末の時計は自動合わせできるとよい。	サーバはNTPサーバによる時刻同期機能を搭載。端末の時刻は、サーバとの定期通信で更新している。
3	不正な緊急地震速報（予報/業）の破棄条件 どのような緊急地震速報（予報）を受信したとき、不正とみなして破棄する[地震動予報に使わない]のかについての公開・説明である。 気象庁が正しい緊急地震速報（予報）を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報（予報）が送られる可能性がある。その際、誤った緊急地震速報（業）を提供しないよう、予報を行わずに破棄するとよい。	端末は、過去の緊急地震速報（業）を受信した場合、現在時刻よりも地震の到達予測時刻が一定時間以上過去のものについて報知を行わない。 緊急地震速報（業）に欠損があった場合は破棄し、端末が動作することはない。
4	気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報（予報）への対応 気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報（予報）に基づいて地震動予報ができるのかについての公開・説明である。 なお、緊急地震速報（予報）は、現在、気象庁の東京システム、大阪システムのいずれか一方のシステムで作成されたものが発信されるので、このどちらのシステムで作成されても地震動予報を行える必要がある。	気象庁の東京システム、大阪システムの緊急地震速報（予報）に対応。
5	予報履歴の保存・管理 予報履歴の保存状況[保存数、保存の内容等]やその閲覧方法の公開・説明である。 観測された震度と比較して予想の精度の確認するために、過去に行った緊急地震速報（業）が閲覧できるとよい。	保存件数 10件。 保存内容 端末の報知履歴。 端末の白黒液晶表示部にて確認できる。

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

(3) 報知・制御出力条件設定機能

No.	ガイドライン事項	対応状況
1	震度や猶予時間 端末を動作させる設定震度や設定猶予時間を、どのように定めることができるのかについての公開・説明である。 端末利用者は、制御する機械等や施設の安全等に基づいて設定震度や設定猶予時間を定めて端末を動作させることになる。	端末を動作させる設定震度は、端末の操作スイッチを操作して白黒液晶画面上で設定できる。
2	緊急地震速報(警報)と整合した動作 端末の動作の条件を緊急地震速報(警報)が端末利用者の指定する場所を含む地域に対して発表されている場合の端末の動作を、どのように設定できるのかについての公開・説明である。 緊急地震速報(警報)はテレビやラジオ、携帯電話でも直接個人に伝えられるため、端末の報知や緊急地震速報(業)の館内放送との内容が違っていると混乱が生じる可能性がある。これを回避するための対策の一つがこの設定を用いて館内放送することである。	気象庁の許可する地震動予測の手法を用いて緊急地震速報(予報)を利用し、端末は動作する震度設定以上の予想震度を検知した場合に報知する。
3	報知音 緊急地震速報(業)が提供されたときに端末から最初に鳴らす報知音を、どのような音に設定できるのかについての公開・説明である。 緊急地震速報(業)の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨しているNHKチャイム音の他に、REC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音、一般的なアラーム音等がある。	独自アラーム音を2種類の中から選択できる。
4	予想した震度や猶予時間の報知表現 緊急地震速報(業)に含まれる予想した震度や猶予時間を報知する場合の表現を、どのように設定できるのかについての公開・説明である。 報知表現には、「10秒後に震度5弱の揺れがきます」のように予想した震度や猶予時間をそのまま具体的な数値を人に伝える方法と、それらには誤差があることを考慮し、安全を確保するための最小限の報知として、具体的な震度や猶予時間を報知させずに、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を用いる方法がある。	以下の2種類から選択できる ①報知音後、「地震、震度〇〇、〇〇秒後」、地震到達時刻が10秒以内になるとカウントダウン。 ②報知音後、「地震がきます、〇〇秒後、震度〇〇」、地震到達時刻が10秒以内になると「すぐ地震がきます」
5	緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作 緊急地震速報(予報/業)の精度情報を用いての端末の動作を、どのように設定できるのかについての公開・説明である。 緊急地震速報(予報)は1つの観測点の観測データのみに基づいて発表されることがある。1観測点のデータに基づく場合は、一般に震源やマグニチュードの推定の精度が低い。また、落雷等による誤報の可能性もある。もし、この緊急地震速報(予報)を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定するよう説明するとともに、精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知等されたことの伝達方法を公開・説明しておく必要がある。 なお、緊急地震速報(警報)は2つ以上の観測点の観測データに基づいて発表している。	緊急地震速報(予報)の精度情報は用いない。また、端末は震度を計算するのに必要な情報が緊急地震速報(業)に含まれていない場合、これを破棄する。
6	100ガル超え緊急地震速報を受信した場合の動作 ある観測点で加速度が100ガルを超えた地震動を検知した場合に気象庁が発表する緊急地震速報(予報)を受信したときの端末の動作をどのように設定できるのかについての公開・説明である。 この緊急地震速報(予報)は、強い揺れが発生したことを素早く知らせる情報であるが、1つの観測点のデータによる緊急地震速報(予報)であることから雷等による誤報の可能性がある。また、マグニチュードが推定できていないことから震度の予想ができない。 もし、この緊急地震速報(予報)を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定するよう説明しておくとともに、実際に精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知等された場合には、そのことを伝達できる機能があるとよい。	複数点観測データ、100ガル超え観測データ、1点観測データがもともとなる全ての緊急地震速報(予報)を利用する。 端末は受信した緊急地震速報(業)で設定値を超える予想震度の場合、報知する。 ただし、端末には緊急地震速報の第1報を無視する設定があるため、100ガル超え緊急地震速報が第1報として受信した場合はデータを破棄し報知しない。 また、マグニチュードが推定できていないことから、マグニチュードが空欄のデータを受信することになると考えられる。この場合、予想震度の演算ができないため報知しない。
7	同一地震について複数回緊急地震速報(予報/業)を受信した場合の動作 同一の地震に対して複数回発表された緊急地震速報(予報/業)を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのかについての公開・説明である。 通常、緊急地震速報(予報/業)の精度は後続のものほど精度が上がるが、前の緊急地震速報(業)で予想した震度が設定震度を越えたことによりいったん端末が動作し、端末利用者が対応をとった後、後の緊急地震速報(業)の予想で予想した震度が設定震度を下回ったとしても、短い時間の中で、動作を解除したり、変更することは、その後の緊急地震速報(業)の予想が改めて設定震度を越えた場合に、一度解除しなければ回避できた危険や混乱を生じさせることに十分な留意が必要になる。また、受信することに接点出力や報知を行うことは、制御先の機械に悪影響を与えたり、報知内容が聞き取れないなどの問題を招く場合があるので、注意が必要である。	端末による動作(端末本体、インター連動、放送設備連動、イーサ連動、オートア連動)は、一度動作し、その後の同一の緊急地震速報(業)による震度の上下があったとしても、その動作の変更は無い。

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

No.	ガイドライン事項	対応状況
8	<p>ある地震の緊急地震速報（予報／業）を受信した後、続けて別の地震の緊急地震速報（予報／業）を受信した場合の動作</p>	<p>端末による動作（端末本体、インターホンド、放送設備連動、エレベータ連動、オートドア連動）は、一度動作し、続けて別の緊急地震速報（業）による震度の上下があったとしても、その動作の変更は無い。</p>
9	<p>深発地震についての緊急地震速報（予報／業）を受信した場合の動作</p>	<p>端末は受信した緊急地震速報（業）で設定値を越える予想震度の場合、報知する。端末利用者へ弊社ホームページ、取扱説明書、サービスの利用規約で説明を行う。</p>
10	<p>キャンセル報を受信した場合の動作</p>	<p>端末は報知を行ったものに対するキャンセル報を受信した場合に、端末による動作（端末本体、インターホンド、放送設備連動、エレベータ連動、オートドア連動）をキャンセルし、誤報であったことを通知（端末本体、インターホンド）する。</p>
11	<p>訓練報を受信した場合の動作</p>	<p>訓練報を利用しない。 訓練の方法は（1）－10の通り実施することができる。</p>
12	<p>テスト報を受信した際の動作</p>	<p>テスト報を利用しない。 テストの方法は（1）－9の通り実施することができる。</p>

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

(4) 配信・許可事業者の通信能力

No.	ガイドライン事項	対応状況	
1	気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)を端末に届けるのに要する時間	気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)を端末に届けるのに平均的に要する時間の公開・説明である。 緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。この項目は、その内訳の値である。 気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。	弊社サーバが気象業務支援センターから緊急地震速報(予報)を受信してから、各端末へ緊急地震速報(業)を配信するのに必要な時間は0.25(秒)。
2	気象庁から端末まで配信をとぎれさせないような対策	緊急地震速報(予報)が気象庁からいつ発表されてもよいよう、気象庁から端末までの配信が、回線やサーバーの故障時やメンテナンス時も含め、可能な限りとぎれないようにするために施している対策の公開・説明である。また、その対策によっても防ぎきれない場合の、とぎれてしまう条件や時間等の公開・説明である。 なお、気象業務支援センターは、万一のサーバーの故障や回線断に備えて同一の緊急地震速報(予報)を2つのサーバーから配信・許可事業者のサーバー向けに同時に配信できるように準備している。この2つのサーバーと配信・許可事業者の用意する2つのサーバーとを専用回線等の信頼性の高い物理的に分離された回線でそれぞれ常時接続しておく、一方のサーバーが故障したり、一方の回線が断になった場合でも、他方で緊急地震速報(予報)を継続して受信できる。	緊急地震速報(予報)を利用する弊社サーバが故障した場合、ネットワークの予備機に自動切替を行う。
3	サーバーや回線のセキュリティ対策	サーバーにウイルスの感染や意図しない他者の侵入[クラッキング]を許さないための対策や、悪意を持った者が端末に緊急地震速報を届ける回線に割り込み、端末に対して嘘の緊急地震速報(予報/業)を流すようなことがないように回線に施している対策の公開・説明である。 回線のセキュリティ対策としては、サーバー・端末間の通信の暗号化、サーバー・端末同士の認証、サーバー・端末間の回線の閉域化等がある。	弊社サーバは、ルータのF/W機能による不正アクセス禁止し、接続する端末に対して認証を実施、アンチウイルスソフトを導入している
4	気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類	気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類の公開・説明である。 気象庁と配信・許可事業者間には気象業務支援センター[一次配信事業者]だけでなく、二次以降の配信事業者等が介在していることかおり、その能力や、それらの間の回線が配信の速度や信頼性に影響する。また、一般的に、介在する配信・許可事業者が少ない方が迅速性、信頼性が高まる。	配信経路は、 気象庁⇒気象業務支援センター⇒弊社サーバ⇒端末 「気象業務支援センター⇒弊社サーバ」は専用回線。 「弊社サーバ⇒端末」は常時接続回線を用いている。
5	不正な緊急地震速報(予報/業)のサーバーでの破棄条件	どのような緊急地震速報(予報)を受信したとき、不正とみなして破棄するのかについての公開・説明である。 気象庁が正しい緊急地震速報(予報)を発表しても、回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)が送られる場合がある。その際、端末が誤った動作を起こさないよう、サーバーで破棄できるとよい。	サーバで緊急地震速報(予報)の内容をチェックし、規定値以外の異常値に対して値を補正し、端末に送信する。
6	サーバーの時刻合わせ	正しい配信や猶予時間の予想のために、どのように時刻合わせを行っているのかについての公開・説明である。 緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱いが必要なことから、日本標準時に対する誤差を常に±1秒以内に収めることが基本である。また、自動合わせできるとよい。	弊社サーバは、NTPサーバと時刻同期を行う。
7	サーバーの設置環境	緊急地震速報(予報/業)を、停電や地震発生等の異常が発生した際も含め、安定的に配信するため、サーバーをどのような環境に設置しているのかについての公開・説明である。 設置環境には、サーバーを耐震化された建物内に設置し耐震固定したり、空調の整った部屋に設置したり、無停電化すること等がある。	弊社サーバは、免震・耐震構造の建物内に設置している。空調はシステム空調、電源はバックアップ用電源と、自家発電機を備えている。
8	各端末に対して接続を確認する方法	端末がサーバーに正しく接続しているかどうかを配信・許可事業者が確認する方法の公開・説明である。 方法としては、端末とサーバーが適切に接続[緊急地震速報(予報/業)が端末に配信できる状態]されていることを配信・許可事業者がサーバー側で常時監視する方法や端末利用者が端末の検知機能で障害を見つけた場合に連絡を受けて管理する方法等がある。	弊社ではお客様とのご契約内容によって、サーバ側で緊急地震速報(予報)を適切に利用できない状況になった場合に、弊社コールセンターより端末利用者へご連絡するサービスを提供できる。
9	端末への個別配信の可否	訓練報やテスト報を含む緊急地震速報(予報/業)を個別の端末に限って配信する能力の有無の公開・説明である。 一斉配信をしている場合でも、全端末利用者に対して端末の受信設定を連絡するなどの手段で個別配信と同じ効果を端末側の制御で確実に実現できる場合は、個別配信と同等とみなす。	弊社サーバより、個別の端末に対し、任意の緊急地震速報(業)を配信することが可能。
10	配信履歴の保存・管理	実際の地震の発生状況と緊急地震速報(予報/業)の配信状況の比較等を行うための配信履歴の保存状況[保存数、保存の内容等]やその閲覧方法の公開・説明である。	サーバの配信履歴の保存期間は3年間、保存の内容はサーバの通信履歴。

平成23年4月22日 気象庁発表 『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』に対する、アイホン緊急地震速報受信機『VXW-EQA』の対応状況について

(5) 配信・許可事業者によるサポート

No.	ガイドライン事項	対応状況	
1	サーバーや端末の故障時等保守対応	サーバーや端末の故障時の対応や日頃からの保守の内容の公開・説明である。対応には、日頃からの定期点検や端末が故障したときにどの程度で修理が行えるということ、サーバーが故障した際にどの程度で復旧できる体制が整備されていること等がある。	弊社ではお客様とのご契約内容によって、24時間体制で対応が可能。
2	端末利用者への連絡手段・内容	配信・許可事業者から端末利用者へ連絡する内容や直接連絡する手段の公開・説明である。連絡する内容には、回線の不具合やサーバー保守や故障による配信停止の通知、気象庁からの連絡等がある。直接連絡する手段には、メール、電話、郵便等がある。このような連絡体制が確立していることで、気象庁からの訓練等の緊急地震速報に係るお知らせに関しても端末利用者が受けとることができる。	弊社ではお客様とのご契約内容によって、弊社コールセンターより緊急時に電話でのご連絡ができる。
3	端末の利用方法に関する助言	端末利用者の利用方法、利用目的、制御を行う対象、端末の設置状況等について把握して行う助言の内容の公開・説明である。端末の購入後に端末利用者が変わったり、利用方法を変更した場合もあるので、その場合に端末利用者から連絡を受けられるようにしておくこと。	弊社コールセンター、営業窓口での対応が可能。
4	配信に用いる回線の品質やリスクの説明	気象業務支援センターとサーバー間、サーバーと端末間の回線の品質やリスク[切断や遅延の起こる可能性や条件等]についての説明である。回線には、専用線、衛星通信、インターネット、有線テレビの放送線等、様々な種類があるが、それぞれ品質やリスクが異なる。また、回線を冗長化したり、違う経路の回線と組み合わせることにより、回線切断のリスクを軽減することも考えられる。さらに、同じ回線を緊急地震速報(予報/業)の配信以外に用いているとその影響が及ぶ場合がある。	気象業務支援センターとサーバー間は専用回線。サーバーと受信端末は常時接続回線を利用。回線リスクに関しては、利用規約にて公開・説明を行う。
5	端末を接続できる配信・許可事業者及び配信・許可事業者が接続できる端末	許可事業者が同者の端末を接続できるサーバーを有する配信・許可事業者を公開・説明すること、サーバーを有する配信・許可事業者がそれを接続できる端末について公開・説明することである。この情報によって、端末利用者は配信・許可事業者と相談した上で、別の配信事業者のサーバーから緊急地震速報(予報/業)を受信することができるようになり、配信・許可事業者側の都合によりサービス継続が困難になった場合でも、緊急地震速報(予報/業)の継続的な利用ができるようになる。	当社以外に、接続確認済みの配信事業者があり、継続的な利用ができる。利用される場合には、当社営業窓口で相談可能。
6	端末利用者からの配信状況等の問い合わせへの対応	端末利用者からの配信状況等の問い合わせの際、どのような対応ができるのかについての公開・説明である。対応には、緊急地震速報(予報/業)がサーバーから端末に配信されたかどうかや提供した緊急地震速報(業)の内容について端末利用者から問い合わせがあったときに、回答できること等がある。	弊社コールセンターでの対応が可能。
7	緊急地震速報(予報)の内容等の変更への対応	気象庁が緊急地震速報の改善のため、地震動の予想方法の改良や緊急地震速報(予報)の内容等を見直すときに、サーバーや端末をどのような手段で対応させるかについての公開・説明である。対応には、サーバーや端末に備えられたソフトウェアの手動または自動更新、端末の取り換え等がある。なお、気象庁が内容等の変更を行う際には、配信・許可事業者が対応できるように十分な周知期間をとる。	見直しの規模により、端末のソフトウェアの手動更新、もしくは機器の取替えによる対応が可能。
8	緊急地震速報(予報/業)の技術的な限界や特性等についての端末利用者への説明	気象庁から許可を得た地震動予報の手法や地盤増幅度及び誤差等を含めた、緊急地震速報(予報/業)の技術的な限界や特性等の説明である。	弊社ホームページ、気象庁ホームページの紹介や、カタログ・説明資料および取扱説明書で説明。営業窓口での説明が可能。